

(決議)

第10条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

II 会社法第309条第2項による定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の4分の3以上をもってこれを行う。

III 会社法第309条第4項による定めによる決議は、総株主の半数以上であって、総株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもってこれを行う。

(議決権)

第11条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記録した議事録を作成し、10年間本店に備え置くものとする。

第4章 役員

(員数)

第13条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(選任の方法)

第14条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

II 取締役の選任については、累積投票の請求をすることができない。

(社長及び代表取締役)

第15条 当会社に取締役2人以上あるときは取締役の互選により代表取締役1人を選定する。

II 当会社を代表する取締役は、社長とする。

(報酬及び退職慰労金)

第16条 取締役の報酬、賞与及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める

第5章 計算

(事業年度)

第17条 当会社の事業年度は、毎年〇〇月〇〇から翌年〇〇年〇月〇日とする。

(剰余金の配当)

第18条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

II 剰余金の配当がその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

職権登記

Q 9 みなし規定に従って登記事項が自動的に変更されると聞きましたが？

A 9 「みなし規定」で読み替える記載事項のうち、登記事項については、個々の会社が申請しなくても自動的に法務局の登記官が、該当箇所の書き換えを行います。これを「職権登記」と言います。特例有限会社の場合は、下記の太字の部分で職権によって登記、あるいは抹消、もしくは項目名の変更がされています。

(A) 職権で新たに登記されたもの

(B) 職権で抹消されたもの

(C) 職権で登記事項名が変更されたもの

特例有限会社の登記事項証明書

商号 本店	有限会社 黒田商店 東京都千代田区九段三丁目2番1号
(A) 公告をする方法	官報に掲載する 平成17年法律第87号136条の規定により平成18年5月1日登記
会社成立の年月日 目的	平成6年4月1日 1 家具の製造及び販売 2 輸入雑貨の販売 3 全各号に附帯する一切の事業
(A) 発行可能株式総数	5000株 平成17年法律第87号136条の規定により平成18年5月1日登記
(A) 発行可能株式の総数 並びに種類及び数	発行済み株式の総数 5000株 平成17年法律第87号136条の規定により平成18年5月1日登記
(B) 出資1口の金額	金1000円
(C) 資本金の額	金500万円 (旧称 資本の総額)
(A) 株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することには、当会社の承認を受けなければならない。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合は、当会社が承認をしたものとみなす。 平成17年法律第87号136条の規定により平成18年5月1日登記
役員に関する事項	東京都千代田区九段四丁目2番3号 取締役 黒田正隆
支店	大阪府吹田市江坂町一丁目23番地
(C) 存続期間	会社設立の日から満50年 (旧称 存立時期)

特例有限会社から株式会社へ移行

Q 10 特例有限会社から株式会社に移行しようと思います。移行に伴ってどんな定款変更が必要ですか。

A 10 株式会社へ移行するには、次の手順で行います。

1. 臨時株主総会招集の決定
まず株主総会を開催することを決定します。取締役1名の特例有限会社の場合は取締役が、取締役が2名以上いる場合は取締役の過半数をもって、株主総会の日時・場所、株主総会の目的事項を決定します。
2. 株主総会の招集の通知
株主総会の1週間前までに、株主に対して通知を行わなければなりません。通知方法については、任意の方法（電話、メール等）によることが可能です。
3. 株主総会の開催（定款変更の決議）
定款変更については特別決議による承認が必要です。特例有限会社の特別決議は「総株主の半数以上の株主が株主総会に出席し、出席した株主の議決権の4分の3以上の同意が必要」です。「株式会社への移行」が名前だけの変更ならば、商号の変更のみを決議すれば、株式会社へ変更できます。ただ法務局へは、新株式会社の定款を添付することになるので、今後の会社のあり方をよく考えて定款変更事項を検討した方がよいでしょう。

(定款変更のチェックポイント)

- ① 現行有限会社の運営形態をそのままに株式会社へ移行するか
- ② 商号をどうするか（まったく新しい名前も可能）
- ③ 目的は現在のままでよいか
- ④ 非公開会社（全株式譲渡制限会社）か公開会社か
- ⑤ 取締役会設置会社か取締役会非設置会社か
- ⑥ 会計参与・会計監査人の設置を選択するかどうか
- ⑦ 取締役・監査役の任期を何年にするか

4. 登記申請手続き（株式会社への移行手続き）
 - ① 増資、本店移転がないことを前提とした登録免許税は6万円です。
 - ② 申請に必要な書類
 - ・ 特例有限会社の商号変更による株式会社設立登記申請書
 - ・ 特例有限会社の商号変更による解散登記申請書・株主総会議事録
 - ・ 定款
 - ・ 会社の代表者の個人の印鑑証明書・法務局へ登記する新しい会社の実印（代表印）
 * 株式会社への移行は法務局へ登記することで効力が発生します。
5. 各種の届け出・銀行等への届出・取引先の案内・許認可等についての変更届
 - ・ 税務署、社会保険事務所等への変更届
 - ・ その他所有不動産等の変更手続き

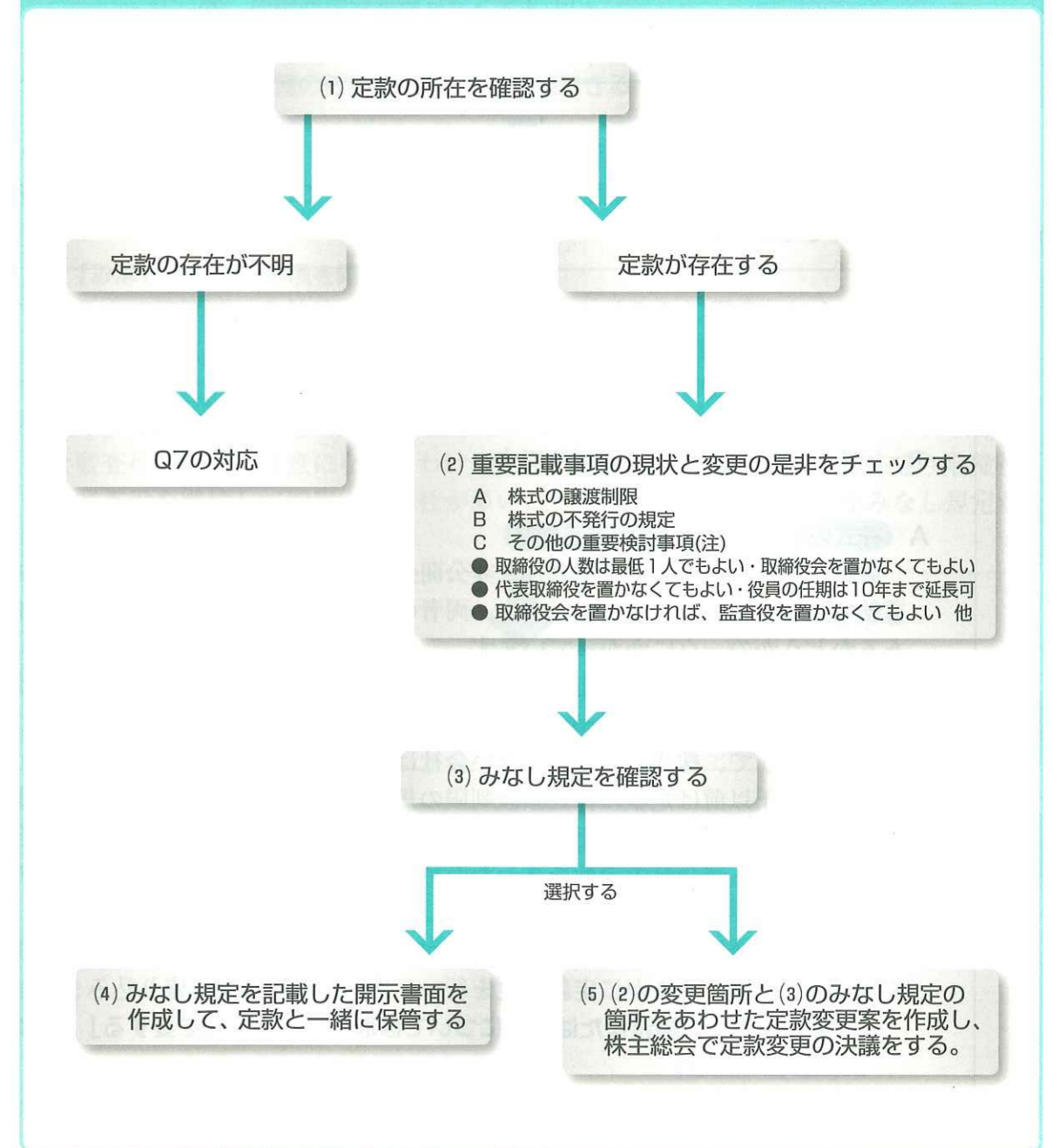
III 中小の株式会社の定款チェック手順

定款のチェックポイント

Q 11 当社は株式会社（資本金1億円未満・非公開会社）ですが、定款について最低限チェックしておいたほうがよい事項があれば教えてください。

A 11 中小の株式会社（既存の非公開会社）の定款について下図の手順でチェックすることをお勧めします。

③ 中小の株式会社（既存の非公開会社）の定款チェックシート



中小の株式会社(既存の非公開会社)の定款チェックの手順

まず定款の所在を確認し、確認できたら、株式譲渡制限などの最も基本的な記載事項をチェックして、自社の方向性とあわなければ定款変更を検討します。

次に中小の株式会社に適用される「みなし規定」を確認します。

続いて次の二つのどちらかを選択します。一つ目は、みなし規定を書き出した書面を作成する方法です。これは株主や債権者からの求めがあった際に、みなし規定を書いた開示書面を用意しておくことが法律で定められているからです。もう一つの方法は、みなし規定を定款に取り込んで、形式的な定款変更を行っておくことです。この方法は、いわば定款の決定版を作成することになるので、後に社内で定款の確定内容が不明になるといった混乱を避けられます。

チェックの手順

(1) 定款の所在を確認する

設立後定款変更をしていなければ原始定款の所在を、過去に定款変更をしている場合は、最新の定款の所在を確認します。定款を紛失してしまった場合には、Q7の対応を参照してください。



(2) 重要記載事項の現状と変更の是非をチェックする。

チェックすべき事項は、次の通りです。

A 株式の譲渡制限の規定があるか？

会社法では株式会社を公開会社と非公開会社とに分け、特に非公開会社に対して柔軟で多様な選択肢を与えています。両者の区分の根拠は、定款に株式譲渡制限があるかどうかの一点にかかっています。

定款に「当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認が必要である」などと明記してあれば、「非公開会社」とみなされます。

これに対して、株式譲渡制限のない会社は「公開会社」として扱われます。

昭和41年以前は定款に株式譲渡制限の規定をいれられなかったため、歴史のある会社などは、譲渡制限が明記されていないケースがあります。このほか子会社が公開会社である親会社の定款をまねたために、譲渡制限を入れなかったなどの例もあるようです。

あえて公開会社を選択するという意志がないにもかかわらず、株式譲渡制限の規定がない場合は、速やかに定款変更を行い、次のような規定を盛り込みましょう。

「当会社の株式の譲渡または取得については取締役会の承認を要する」(取締役会設置会社の場合)

B 株券を発行しないとの規定があるか？

会社法施行以前は、株券発行が原則だったのですが、施行後は新規設立会社については株券不発行が原則となりました。しかし、既存の非公開会社の場合は、株券不発行と定款に明記しておかないと、株券発行会社とみなされます。もし株券発行の意志がないのなら、「当会社の株式については株券を発行しない」などと株券不発行の規定を定款に盛り込む必要があります。

C その他の重要検討事項

- ① 取締役の人数は最低1人でもよい
- ② 取締役会を置かなくてもよい
- ③ 代表取締役を置かなくてもよい
- ④ 取締役会を置かなければ、監査役を置かなくてもよい
- ⑤ 役員の任期は10年まで延長できる



(3) 「みなし規定」の事項を確認する

定款上の用語は、会社法の整備法に定められた「みなし規定」によって、読み替えられます。文言についても例えば「営業年度」は「事業年度」とみなされます。

内容についてのみなし規定としては、既存の株式会社の定款には「当社は取締役会を置く」「監査役を置く」の記載があるものとみなされます。非公開会社では、取締役会と監査役の設置は任意になったわけですが、既存の株式会社では、従来通り取締役会・監査役を継続して設置する会社が多いことを想定して、このようなみなし規定が設けられたものと思われます。



(4)(5) のどちらかを選択する

(4) みなし規定を明記した開示用書面を作成し定款とともに保管する

(5) みなし規定の文言に従って株主総会で形式的な定款変更を行う

中小の株式会社のみなし規定一覧

①「取締役会を置く」の記載があるとみなす

定款に取締役会を設置する旨の規定があるものとみなされます。取締役会をおかない場合は、これに代わる機関の設置について定款変更(株主総会の特別決議)をして、その旨登記する必要があります。

②「監査役を置く」の記載があるとみなす。

定款に監査役を設置する旨の規定があるものとみなされます。非公開会社の中小会社の場合は、監査役か会計参与の設置を義務づけられます。

③(注)小会社の定款 (注)(資本金1億円以下・負債200億円未満)

「監査役は会計に関する監査のみを行う」の記載があるとみなす。

監査役設置会社の監査役は、業務監査と会計監査の両方の権限を持ちますが、資本金1億円以下・負債総額200億円未満の会社は、定款に「会計に関する監査のみを行う」との記載(限定監査)があるとみなされます。

非公開会社の場合は定款に定めれば、会計監査に限定できます。なお、監査役の権限を会計監査に限定すると、株主の法的権限が高まります。この点も検討した上で意思決定するとよいでしょう。

④株券発行の記載があるとみなす。

株式不発行規定がない限り、株券を発行する旨の定款規定があるとみなされてしまいます。したがって株券を不発行としたければ、定款に「当会社の株式については株券を発行しない」などと定める必要があります。

⑤株主名簿管理人の記載があるとみなす。

名義書換代理人の定めがある場合は、株主名簿管理人を置くという定めがあるものとみなされます。

以上のような、みなし規定事項については、これを書き出した開示書面を作成するか、定款そのものを変更するかの選択肢があります。

用語の読み替え

営業年度	→	事業年度
発行する株式の総数	→	発行可能株式総数
1単元の株式の数	→	単元株式数
利益の配当	→	剰余金の配当
新株の発行・自己株式の処分	→	募集株式の発行

※用語の読みかえについては、定款変更の特別決議が必要とする意見と不要とする解釈がありますが、他の変更事項とともに一括して変更することをお勧めします。

(4) みなし規定の開示書面を作成する。

会社法では、株主や債権者から定款の閲覧・謄写等の請求があったときは、みなし規定による追加・修正・抹消事項を記載した開示書面を示す必要があると規定されています。

みなし規定の開示書面

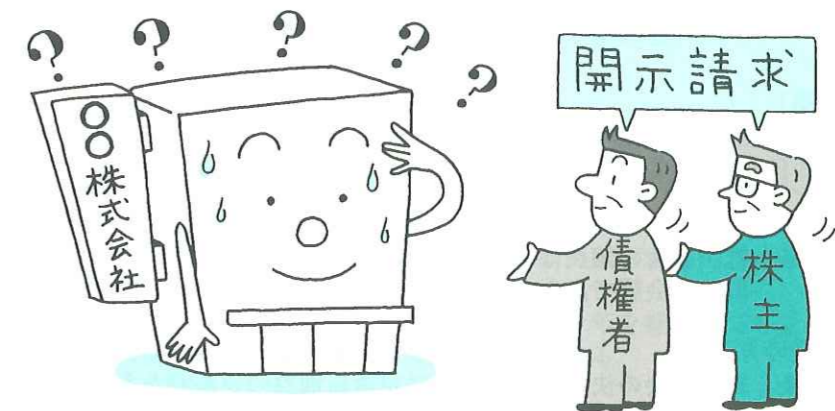
(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律77条に基づく開示書面)

現定款には記載されておりませんが、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の規定により、当会社の定款に定めがあるものとみなされる事項は以下のとおりです。

1. 当会社は取締役会を置く。(整備法76条2項)
2. 当会社は監査役を置く。(整備法76条2項)
3. 当会社の株式については、株券を発行する。(整備法76条4項)
4. 当会社の発行する株式はすべて、譲渡による取得について当会社の承認を要する。
(整備法76条3項)
5. 当会社の株主(自己株式の処分による株式を含む。)を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、会社法199条1項各号に掲げる募集事項および会社法202条1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。
(整備法76条3項)
6. 当会社は株主名簿管理人を置く。(整備法80条1項)
7. 当会社は社債原簿管理人を置く。(整備法80条1項)
8. 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。(整備法53条)

東京都中央区〇丁目〇番地〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

*取締役会、監査役(会計監査権限に限定)を置く旧法上の株式譲渡制限のある小会社の場合のモデル
*「6」の規定は、株式または新株予約権について名義書換代理人を置く旨の定款の定めがある場合
*「7」の規定は、社債について名義書換代理人を置く旨の定款の定めがある場合
*旧法上の非公開中会社については「8」の規定を削除



(5) みなし規定にあわせて形式的な定款変更を行う

中小の株式会社(既存の非公開会社)の定款変更のサンプルを以下に示します。

中小の株式会社(非公開会社)の定款変更例 (太字は変更箇所)

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社〇〇〇〇と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 〇〇〇
2. 〇〇〇
3. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を〇〇県〇〇市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

(旧規定 株式の総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、〇〇〇〇株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得することについて取締役会の承認を要する。

(株券の不発行に関する定め)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(基準日)

第9条 当社は、毎年〇月〇日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

(議長)

第11条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会議であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長になる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第13条 当社には、取締役〇名以内とする。

(選任の方法)

- 第14条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 原則累積

(取締役の任期)

- 第15条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第16条 代表取締役は、取締役会議の決議によって選定し、必要に応じて、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第17条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し議長になる。

第5章 監査役

(員数)

第19条 当社の監査役は〇名以内とする。

(監査役の監査の範囲の限定)

第20条 監査役の監査の範囲は、会計に関する事項に限定する。

(監査役の任期)

- 第21条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第22条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第23条 当社の事業年度は、毎年〇月〇〇から翌年〇〇年〇月〇日とする。

(剰余金の配当)

- 第24条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して支払う。
- 2 剰余金の配当がその支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。
 - 3 未払いの配当金には利息をつけない。

職権登記事項

Q 12 みなし規定に従って登記事項が自動的に変更されると聞きましたが、どう
いうことですか。

A 12 「みなし規定」の適用される定款記載事項の中には登記所への登記事項が含まれています。みなし規定の適用される登記事項については、個々の会社が申請をしなくても、法務局の登記官が、該当箇所の書き換えを行います。登記官の職務権限で行うので、これを「職権登記」と言います。

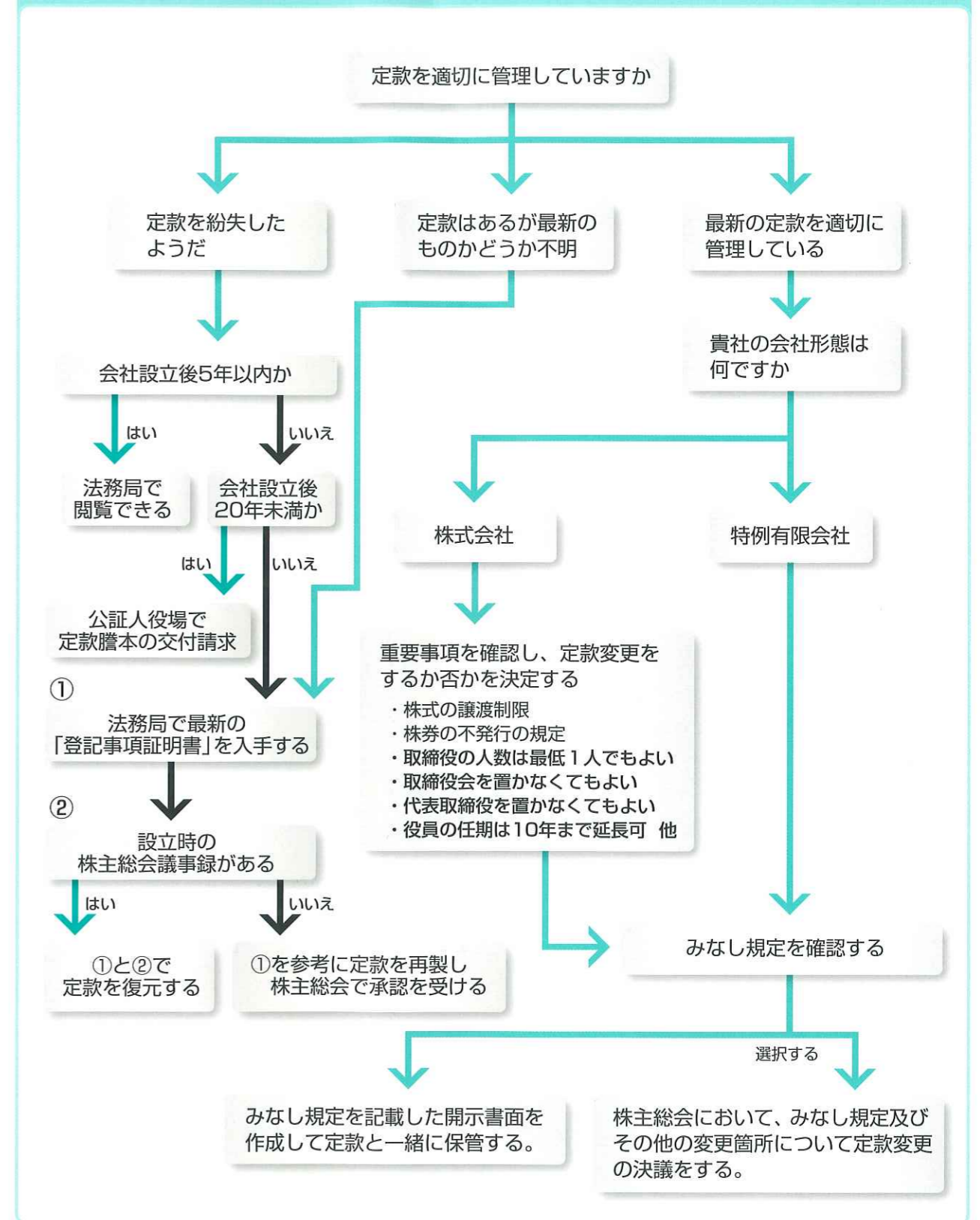
- (A) 職権で新たに登記されたもの
- (B) 職権で削除されたもの
- (C) 職権で登記事項名が変更されたもの

株式会社の登記事項証明書

商号	株式会社船引商店
本店	東京都千代田区九段三丁目2番1号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成16年4月1日
目的	1 和菓子の製造及び販売 2 輸入菓子の販売 3 前各号に附帯する一切の事業
(C) 発行可能株式総数	〇〇〇株
発行済株式の総数	〇〇〇株
並びに種類および数	
(A) 株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。 <small>平成17年法律第87号136条の規定により平成18年5月1日登記</small>
(C) 資本金の額	金〇〇〇万円 (旧称 資本の総額)
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。
役員に関する事項	取締役 船引太郎 取締役 岡本次郎 取締役 西沢三郎 東京都千代田区九段四丁目2番3号 代表取締役 船引太郎 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 代表取締役 岡本次郎 監査役 大場四朗
(B) 会社の代表に関する事項	代表取締役船引太郎及び代表取締役岡本次郎は、共同して会社を代表する
(A) 取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 <small>平成17年法律第87号136条の規定により平成18年5月1日登記</small>
(A) 監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 <small>平成17年法律第87号136条の規定により平成18年5月1日登記</small>
登記記録に関する事項	設立 平成16年4月1日登記

④ 定款チェックこれだけシート (中小の非公開会社)

会社法施行以前から存在する会社



—中小企業（非公開会社）のための
Q&A 定款・登記のチェック事項

2006年9月6日 初版発行

監修 弁護士 吉田良夫
発行制作 株式会社TKC出版
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-8
日本YWCA会館4F ☎03(3239)0068
©TKC出版 2006 無断転載・複製・複写を禁じます。